

【共通事項】

1. 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業者からの資金繰りに関する不安の声に加え、年度末の金融繁忙期が控えていることも踏まえ、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、3月6日、改めて金融機関に対して、事業者の実情に応じた十分な対応に万全を期して頂くよう、大臣名で要請したところ。
- 具体的には、
 - ・ 事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをしてきめ細かく実態を把握すること、
 - ・ 既往債務について、返済猶予等の条件変更について迅速かつ柔軟に対応すること、
 - ・ 新規融資について、政策金融機関との連携も含め、事業者ニーズに迅速かつ適切に対応すること、
 - ・ 事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築すること

を現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に徹底頂きたい。

- 特に、年度末を控え、多数の事業者において資金繰りを心配する声が出ており、各金融機関においては、こうした声を受け止め、事業者に寄り添った対応をお願いしたい。
- 金融庁としても、こうした要請が着実に実行されるよう、事業者への資金繰り支援の取組みの促進を当面の検査・監督の最重点事項とし、
 - ・ 特別ヒアリングによる金融機関のモニタリングの実施
 - ・ 金融機関に対して貸出の条件変更等の取組み状況の報告を求め、その

状況を公表する

など、金融機関の取組み状況を適時適切に確認していく。

- 金融機関におかれては、今般の危機への対応において、金融機関の真価が問われているということを肝に銘じ、積極的な資金繰り支援をお願いしたい。

2. マネロン・テロ資金供与対策にかかる取引等実態報告等の継続実施について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- マネーローンダリング・テロ資金供与対策に関し、平成 29 事務年度から開始した取引等実態報告については、毎年 3 月末時点の定量・定性情報を 5 月末までにご報告して頂くこととなっているところ、今事務年度においてもご対応いただきたい。
- これまでも説明してきたところであるが、取引等実態報告の提出にあたっては、これを機会に、
 - ① 自らの取引実態や態勢整備の状況、及び対策の有効性等を確認していただくとともに、
 - ② 「継続的な顧客管理」や「取引モニタリング・フィルタリング」等の重要な項目については、再度、ガイドラインに基づいた自らの対応を検証して、
態勢の高度化に努めていただきたい。
- 各金融機関においては、決算等のご多忙な時期となるが、ご協力をお願いしたい。

3. 東京オリパラ大会への対応について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 昨年 12 月、貴協会傘下の金融機関を含め、幅広い業態に対して、東

京オリパラ大会の開催に向けたサイバーセキュリティ及びシステム運用の取組み状況に関するアンケート調査を実施。

- このうち、サイバーセキュリティについては、各金融機関に対し、本年3月までに、サイバーセキュリティ対策の実効性向上に必要な、①脆弱性診断の実施、②演習・訓練への参加、③監視・分析の整理等を完了するよう要請しており、その対応状況について確認。
- システム運用については、大会期間中に、システム運用メンバーが交通規制や休暇等により不足しないか対応状況を確認。
- 現在、アンケート調査の結果に課題が認められた先については個別に対応状況等について確認させて頂いているところ。金融庁としては、今回調査した事項については、遅くとも東京オリパラ大会までに対応することが必要であると考えている。今後、確認結果を踏まえ、取組みに遅れが見られる場合には、金融庁として個別にさらにフォローアップをしつつ、貴協会とも連携し対応を促して参りたい。
- 各金融機関においては、経営陣の適切な関与の下、サイバーセキュリティの実効性強化に向けた取組みを進めて頂きたい。

4. 外部環境の変化を踏まえたシステム統合・開発への影響について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 新型コロナウイルス感染症など国内の広がりを踏まえ、政府としては感染拡大防止に向けた対応を進めているところ。
- こうした外部環境の変化を踏まえ、各金融機関においては、システム統合・開発要員の不足を考慮し、計画の見直しや要員の充当など、柔軟に対応していく必要。
- 今後、システム統合・開発を予定している金融機関においては、計画を見直す必要が生じる場合には前広にご相談いただきたい。

5. LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応について（主要行、全国地方

銀行協会、第二地方銀行協会)

○ LIBORについては、令和3年末という時限を意識し、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下でご対応いただきたいと申し上げてきた。本日は、先般公表した「LIBOR 利用状況調査結果の概要及び求められる今後の主な対応」についてのご紹介と、LIBOR の代替指標の選択肢の一つであるターム物リスク・フリー・レートの構築に向けた動きについて、ご説明する。これらが、LIBOR からの移行のさらなる促進に繋がることを期待している。

○ 第一に、LIBOR 利用状況調査については、LIBOR を参照している金融商品・取引等の残高・件数や金融機関内の検討体制の整備状況等の実態把握を目的として、日本銀行と合同で実施させていただき、本年3月13日に、その結果の概要等を公表した。内容についてはぜひご一読いただきたいと考えているが、簡単にご説明申し上げる。

LIBOR 参照契約の残高（令和元年6月末時点）については、5通貨合計で、

- ・ 運用（貸出等）が約 164 兆円（うち、主要行等 約 108 兆円、地域銀行 約 16 兆円）、
- ・ 調達（預金、債券等）が約 35 兆円（うち、主要行等 約 21 兆円、地域銀行 約 1 兆円）、
- ・ デリバティブの想定元本が約 6,300 兆円（うち、主要行等 約 2,100 兆円、地域銀行 約 19 兆円）

と把握された。主要行等におかれては、多額の LIBOR 参照契約を保有していることから、LIBOR からの移行に向けたアクションを他業態よりも率先して進めることを期待しているが、金融機関に求められる今後の主な対応についていくつか申し上げる。

○ まず、顧客対応については、令和3年末を超える LIBOR 参照契約に必要最低限フォールバック条項を手当てすることが重要である。ターム物リスク・フリー・レートが存在しないことなどを理由として対応を先延ばしすることが無いよう、コンダクト・リスクの観点を踏まえて、

早期に研修等を通じた職員への浸透を図るなど、顧客説明に向けた準備を進めたうえで、出来るところから顧客説明に着手する必要がある。また、LIBOR 参照契約の増加を抑える観点からは、リスク・フリー・レートを参照する新規商品の開発や、LIBOR を参照している新規契約の取扱い方針の決定を早期に進めることが肝要であると考えている。

次に、システム対応について、改修が必要なシステムの特定が既に完了している場合であっても、システム改修には時間とコストがかかることから、システムの優先順位付け、スケジュールの明確化、予算の確保等を進めていただく必要がある。

○ 金融庁及び日本銀行は、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下、こうした対応が適切に進められているか、モニタリングを実施していく予定。その際、今後の移行状況を踏まえ、より具体的なマイルストーンを設定することやオンサイトモニタリングの実施についても検討したいと考えている。

○ 第二に、本年2月、ターム物リスク・フリー・レートの参考値の算出・公表主体として、株式会社 QUICK が日本円金利指標に関する検討委員会で選定された。

ターム物リスク・フリー・レートは、円 LIBOR の代替指標として、市場関係者から構築のニーズが高い金利指標と承知しており、今般、その参考値の算出・公表主体が決定したことは、重要な進展と考える。

今後、速やかに参考値が公表され、これを基に頑健で市場参加者が信頼のおける金融指標（確定値）が構築されるよう、引き続き、金融庁としても算出・公表主体や市場参加者の取組みを支援してまいりたいと考えている。

この点について、ターム物リスク・フリー・レートは、OIS (Overnight Index Swap) のデリバティブ市場データに基づいて構築が予定されているものの、OIS 市場の活性化は足元の課題として認識している。巨額の LIBOR スワップエクスポージャーを有している主要行等におかれては、LIBOR 公表停止が間近に控える中で、LIBOR が存在しないデリバティブ市場を見据えた対応を進めていく必要性をご認識いただきたい。OIS 市場の活性化のためには、何より多くの市場参加者がこの市場を利

用することが重要である。このような観点から、是非新規の金利スワップ取引に OIS 取引を利用すること等の対応を進めていただきたいと考えている。ターム物リスク・フリー・レートを、頑健で信頼のおける金融指標とするべく、日本円金利指標に関する検討委員会での議論に加え、金融庁・日本銀行・民間の市場参加者が連携して知恵を絞っていかなければならないと考えており、これに向けて何か課題となっているものがあれば教えていただきたい。

6. 金融リテラシーと資産形成について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 金融リテラシーの向上については、平成 25 年に公表した金融経済教育研究会の報告書と、平成 26 年に金融経済教育推進会議が策定した金融リテラシーマップを中心に、年齢別に身につけるべき金融リテラシーを整理した上で、関係団体が連携し、総合的に進めてきた。
- 金融経済教育の推進にあたり、国民の客観的な金融リテラシーの水準について定期的に点検することとされているが、金融広報中央委員会が公表した最新の「第 2 回金融リテラシー調査」（令和元年 7 月公表）を見ると、全体としてのリテラシー水準は上昇している一方、特に資産形成に関する項目については、知識の面でも行動の面でも、他国より低い水準となっている。
- このようなりテラシーの現状に加え、低金利環境や長寿化が進展していることを踏まえると、個人が資産形成に取り組むことがより重要になっているとの指摘があり、関連するリテラシーの向上は大きな課題である。また、昨年の税制改正大綱においては、家計の安定的な資産形成や、成長資金の供給という観点から、つみたて NISA の期間延長や、2024 年からの新 NISA への移行が盛り込まれており、こうした制度変更も踏まえ、長期・積立・分散投資など、安定的な資産形成についての考え方を広めていく必要がある。
- 2 月のつみたて NISA 推進・ハイレベル協議会でも議論させていただ

いたが、新入社員を始めとする若年層への取り組みや、職域における取り組みが重要であり、リソースが限られている中、効果的な実施のためには、協会やそれぞれの金融機関、金融庁・財務局などの関係者がそれぞれ連携することが重要である。

- 目下、新型コロナウイルス感染症の予防の観点からセミナーの実施が難しくなっており、各社とも、従来の普及活動が困難になっていると考えられるが、引き続き重要な課題であり、今後とも、適時それぞれの取り組み状況などについて、意見交換させていただきたい。

7. 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用開始について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 事業承継時に前経営者・後継者双方からの二重徴求を原則禁止するなど、事業承継時の経営者保証の具体的な取扱いを定めた、「経営者保証に関するガイドライン」の特則について、営業現場の第一線までの周知徹底や、顧客への広報、社内規定の整備などを済ませ、4月1日の適用開始に先行して対応いただいていることと思う。
- また、事業承継時の経営者保証の解除に向けた中小企業等への支援策としては、中小企業庁において、事業承継時に利用可能な経営者保証不要の新たな信用保証制度、経営者保証の解除に向けた専門家による支援スキームといった施策が4月1日より開始される。
- 各金融機関におかれては、必要に応じて上記支援策の活用等も含め、特則の積極的な活用により、顧客企業の円滑な事業承継支援をお願いしたい。

8. 地域課題解決支援の取組みについて（全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 開催を予定していた「第4回ちいきん会 in 東京」（2/29）、「第5回

ちいきん会 in 京都」(3/15) は、新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し延期しているが、一部地域では、有志による議論等が具体的な施策につながっている事例も見られている。

- 例えば、熊本では、官・金・民の有志が「起業・創業にやさしいまち熊本」の実現に必要な仕組み作りを議論していた(ちいきん会 熊本ダイアログ)ところ、有志による提案内容が熊本県中小企業経営支援連携会議に採用され、熊本県信用保証協会を窓口とした「起業・創業ワンストップサービス」が、4月から開始する予定。
- こうした地域課題解決支援チームやこれに関連する活動状況について、定期的に更新・お知らせするウェブサイトを開設した。本窓口では、地域金融機関が把握した地域の課題解決に関する相談も併せて受けつける予定なので、是非ご活用いただきたい。

(URL : <https://www.fsa.go.jp/policy/chiiikadaikaiketsushien-team/chiiikadai-top.html>)

9. 電子申請可能手続の拡大について (全国信用金庫協会、外国損害保険協会)

- 昨年5月に公布されたデジタル手続法において、行政手続のオンライン実施が原則化されたことを踏まえ、現在、金融庁においては、e-Gov等による電子申請可能手続の拡大を行っているところ。

(全国信用金庫協会)

- 具体的には、特に比較的多くの手続がなされている事業報告書の提出や営業開始の届出等を中心に、昨年末に e-Gov による受付を可能とした。
- さらに、皆様がより電子申請しやすい環境を整えるべく、これまでも皆様にご利用いただいている「金融庁業務支援統合システム」による電子申請可能手続の拡大を検討し、登録金融機関の事故等届出書についても、今月より e-Gov に加えて、同システムでも届出を可能とさせていただいた。

- また、登録金融機関の事業報告書についても、本年3月末を目途に「金融庁業務支援統合システム」での受付を可能とさせていただく。本年度分の事業報告書の提出は4月以降になると思われるが、こちらについても、早めに体制を整備し、本年度分から電子申請に移行していただくようお願いする。
- 2月7日付けで当庁から発出した協力依頼では、電子申請に移行していない事業者におかれては、目途として2月末までに体制の整備し、電子申請への移行準備を進めていただくようお願いさせていただいたところだが、引き続きご対応の程よろしくお願いする。

(全国信用金庫協会、外国損害保険協会)

- 行政手続の電子化に当たっては、金融機関においてもオペレーションの変更が必要となることもあり得ると承知している。そのため、当庁としても、手続の明確化を図るため、これまでホームページにてe-Govの利用マニュアル等を掲載させていただいたところ。今後も、金融機関の現場で混乱が生じることがないように、必要があれば可能な限り対策を講じる予定であるので、不明な点や問題点があれば、遠慮なく申し出てほしい。

(以 上)